

議員提出議案第21号

容器包装リサイクル法の改正により容器包装廃棄物の発生抑制等を促進する法制度の改編を求める意見書

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）は、容器包装廃棄物リサイクルのための分別収集・選別保管を市町村が負担することとしているため、循環型社会の形成に向けた施策の基本事項を定めた循環型社会形成推進基本法で定められた製品等の循環的な利用及び処分として優先されるべきリデュース及びリユースを差し置き、専ら優先順位が後位となるリサイクルに偏った現状がみられます。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の削減は不十分で、環境負荷の低いリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が、いまだに大量に使用されているのが社会の実態です。

この根本的な要因は、市町村が容器包装の分別収集・選別保管のコストを負担しているため、廃棄物となった容器包装のリサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内在化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、廃棄物となる容器包装の発生抑制や環境配慮設計に真剣に取り組もうとするインセンティブが働かず、ごみを減らそうと努力している市民の間には負担の在り方について不公平感が高まっています。

今日、異常な気候変動の防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷の低減は急務とされ、一日も早く持続可能な社会への転換を図る必要があります。そのためには、デポジット制度の導入を始めとした事業者の担うべき役割と責任の強化が不可欠となります。

よって、国においては、以下の事項を踏まえ、容器包装リサイクル法を改正し、廃棄物となる容器包装の発生抑制と再使用が可能な容器包装の普及を促進するための法制度への改編を強く求めます。

- 1 拡大生産者責任の原則に基づき事業者責任を強化するとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストを低減するため、国、地方公共団体、事業者等の役割分担及び費用負担が適切となるよう見直すこと。
- 2 レジ袋の使用量の大幅な削減その他の容器包装廃棄物の発生抑制を促進するため

の仕組みを検討すること。

3 2R（リデュース、リユース）の環境教育を強化し、学校牛乳のびん化その他のリユースびんの普及を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月20日提出

提出者	さいたま市議会議員	鶴崎敏康
	同	高野秀樹
	同	高橋勝頼
	同	山崎章
	同	細沼武彦
賛成者	さいたま市議会議員	新藤信夫
	同	高柳俊哉
	同	小森谷優
	同	加川義光
	同	土井裕之